

令和7年6月24日（火）

令和7年度
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会
（第1回）

議 案 書

【時間】 午後2時から

【場所】 紀の川市役所5階 501会議室

内容

会議次第 - 1 -

委員名簿 - 2 -

議案第 1 号 - 3 -

議案第 2 号 - 15 -

議案第 3 号 - 17 -

議案第 4 号 - 18 -

議案第 5 号 - 19 -

【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約 - 24 -

会議次第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 出席者紹介

4. 議 事

議案第1号

▼令和6年度の実績について

資料1のとおり

議案第2号

▼令和6年度会計歳入歳出決算について

議案第3号

▼紀の川市地域公共交通計画「別紙」（地域内フィーダー系統）の策定について

別冊資料のとおり

議案第4号

▼令和7年度会計歳入歳出予算（案）について

議案第5号

▼運賃協議部会の設置について

資料2のとおり

5. そ の 他

▼話題提供

6. 閉 会

委員名簿

(敬称略)

規約第4条に基づく位置付け	所属	職名	氏名	備考
(1) 紀の川市の指名する者	紀の川市	副市長	今城 崇光	会長
	紀の川市福祉部	部長	貴多橋 一仁	
	紀の川市農林商工部	部長	西 博行	
	紀の川市建設部	部長	山本 欣史	
	紀の川市教育部	部長	長田 和美	
(2) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者	和歌山バス那賀株式会社	取締役社長	佐伯 一也	
	株式会社有交紀北	代表取締役	西脇 正宜	
	公益社団法人 和歌山県バス協会	専務理事	森下 清司	
	一般社団法人 和歌山県タクシー協会	会長	豊田 英三	
	和歌山県交通運輸産業 労働組合協議会	バス部会長	坂前 吉信	
	西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社	副支社長	礪川 健太郎	
	和歌山電鐵株式会社	代表取締役専務	麻生 剛史	
(3) 住民又は利用者の代表	打田地区区長会	会長	山地 克己	
	粉河地区区長会	会長	赤松 新太郎	
	那賀地区区長会	会長	野村 清彦	
	桃山地区区長会	会長	新谷 幸治	
	貴志川地区区長会	会長	井上 禎	
	紀の川市身体障害者連盟	会長	川嶋 至	
(4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者	和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	明石 久則	
	和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	川村 昌光	
(5) 岩出警察署長又はその指名する者	岩出警察署	署長	赤井 啓修	
(6) 道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者	龍谷大学文学部	教授	井上 学	副会長
	和歌山河川国道事務所 和歌山国道維持出張所	所長	柴田 真次	
	和歌山県地域振興部 地域政策局総合交通政策課	課長	石井 宏紀	監査委員
	那賀振興局建設部	副部長	久保 省生	
	岩出市総務部総務課	課長	西浦 正員	監査委員

議案第 1 号

令和 6 年度の実績について

- 令和 6 年度（R6. 4～R7. 3）の、市内を運行する各公共交通の利用実績および地域公共交通計画の目標達成状況について次のとおり報告し、承認を求める。

資料 1のとおり

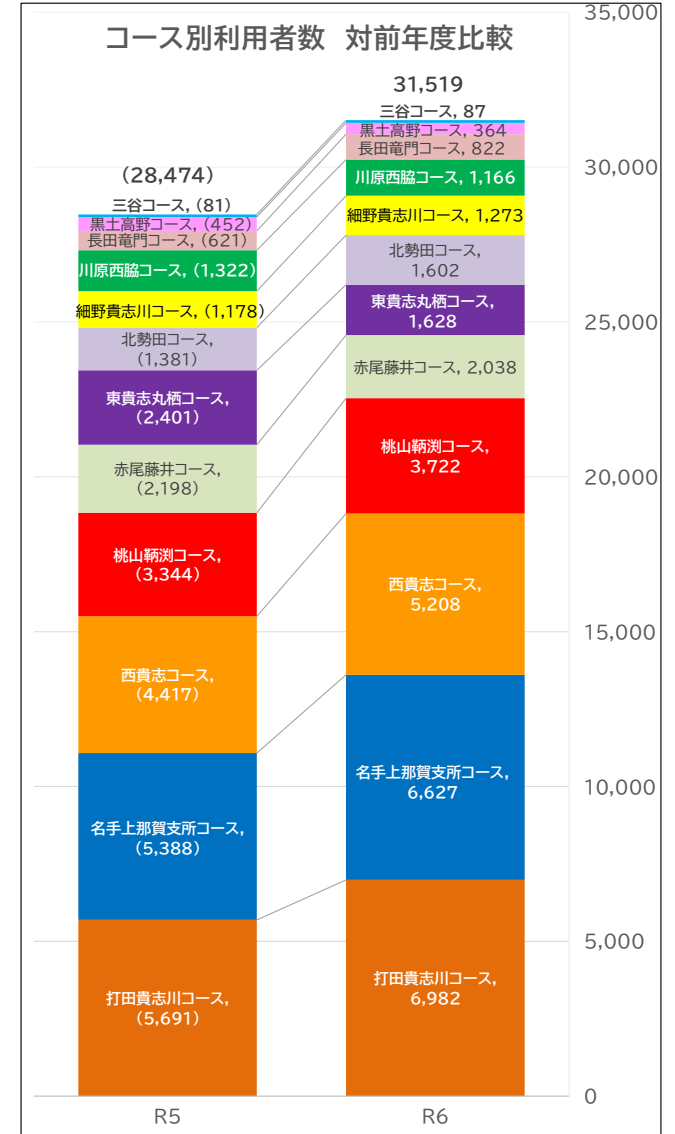
令和 7 年 6 月 2 4 日提出

令和6年度 紀の川市地域巡回バス利用実績

資料1

コース名	年度	便数	【利用者数】				市負担額※ (千円)	利用者1人あたりの 市負担額(円/人)
			合計	月平均	1日平均	1便平均		
名手上那賀支所コース	R6	6	6,627	552	18.31	3.05	7,234	1,092
	R5		(5,388)	(449)	(14.84)	(2.47)	(7,049)	(1,308)
	前年度比		123%				103%	83%
川原西脇コース	R6	6	1,166	97	3.22	0.54	7,306	6,266
	R5		(1,322)	(110)	(3.64)	(0.61)	(7,118)	(5,384)
	前年度比		88%				103%	116%
赤尾藤井コース	R6	5	2,038	170	5.63	1.13	6,415	3,148
	R5		(2,198)	(183)	(6.06)	(1.21)	(6,250)	(2,843)
	前年度比		93%				103%	111%
長田竜門コース	R6	4	822	69	2.27	0.57	4,918	5,983
	R5		(621)	(52)	(1.71)	(0.43)	(4,792)	(7,717)
	前年度比		132%				103%	78%
北勢田コース	R6	3	1,602	134	4.43	1.48	2,602	1,624
	R5		(1,381)	(115)	(3.80)	(1.27)	(2,535)	(1,836)
	前年度比		116%				103%	88%
三谷コース	R6	2	87	7	0.24	0.12	1,580	18,161
	R5		(81)	(7)	(0.22)	(0.11)	(1,539)	(19,000)
	前年度比		107%				103%	96%
黒土高野コース	R6	6	364	30	1.01	0.17	4,098	11,258
	R5		(452)	(38)	(1.25)	(0.21)	(3,993)	(8,834)
	前年度比		81%				103%	127%
打田貴志川コース	R6	13	6,982	582	19.29	1.48	15,597	2,234
	R5		(5,691)	(474)	(15.68)	(1.21)	(15,197)	(2,670)
	前年度比		123%				103%	84%
東貴志丸栖コース	R6	4	1,628	136	4.50	1.12	5,179	3,181
	R5		(2,401)	(200)	(6.61)	(1.65)	(5,047)	(2,102)
	前年度比		68%				103%	151%
西貴志コース	R6	4	5,208	434	14.39	3.60	3,279	630
	R5		(4,417)	(368)	(12.17)	(3.04)	(3,195)	(723)
	前年度比		118%				103%	87%
桃山鞆淵コース	R6	6	3,722	310	10.28	1.71	10,459	2,810
	R5		(3,344)	(279)	(9.21)	(1.54)	(8,859)	(2,649)
	前年度比		111%				118%	106%
細野貴志川コース	R6	6	1,273	106	3.52	0.59	5,951	4,675
	R5		(1,178)	(98)	(3.25)	(0.54)	(5,041)	(4,279)
	前年度比		108%				118%	109%
合 計	R6	65	31,519	2,627	87.07	1.34	74,617	2,367
	R5		(28,474)	(2,373)	(78.44)	(1.21)	(70,616)	(2,480)
	前年度比		111%				106%	95%

※市負担額は、紀の川市地域巡回バスの運行事業者ごとに紀の川市が補助する運行補助金全体から、コース別の走行距離で按分した概算



【特記事項】

- 令和6年度の合計利用者数は、前年度比で111%、コロナ禍前の令和元年度比で89%となりました。(令和元年度利用者数:35,434人)
- 利用者増加の主たる要因は、通勤・通学等の定期的な利用者が増加したためと考えられます。(名手上那賀支所コース・北勢田コースなど)
- 1便平均の利用者数が1人を下回るコースは、利用者が0人の便も多い状況と考えられます。また、現在全てのコースで1便の運行時間が1時間以内となっていますが、利用者1人あたりの市負担額がタクシー1時間あたりの貸切料金である5,700円を上回るコースが存在しており、現在の定時定路線運行からの転換等を含め、運行内容の見直しの必要性が高い状況であると考えます。
- 上記の観点を踏まえ、今後紀の川デマンド乗合交通との役割分担を意識しながら地域巡回バスの路線・ダイヤの見直しを検討していく予定です。

令和6年度 紀の川市デマンド型乗合タクシー(定時定路線運行)利用実績

路線名	年度	便数	運行回数	【利用者数】(人)			紀の川市負担額 (千円)	利用者1人あたりの 紀の川市負担額(円/人)
				合計	月平均	1便平均		
赤沼田名手駅前路線	R6	8	23	23	1.9	1.0	63	2,739
	R5		(16)	(16)	1.3	1.0	(40)	(2,500)
	前年度比		(144%)	(144%)			158%	110%

【特記事項】

- 赤沼田名手駅前路線は、「地域巡回バス」の補完路線としてバスの運行が困難な赤沼田地区麻生津峠から名手駅前までを運行する路線です。
- 令和6年度の利用者数は、前年度比で144%、コロナ禍前の令和元年度比で23%となりました。(令和元年度利用者数:101人)
- 実利用者数は、令和6年度は3人、令和5年度は3人、令和元年度は6人となっており、利用者数の多寡は定期的な利用の有無で変動する傾向にあります。
- 地域内のフリー乗降区間⇄名手駅前間の利用がほとんどとなっています。
- 運行回数と利用者数が一致しており、乗合は発生していない状況です。



運行実績データからの分析 実績サマリ

登録者数

※乗車済のみ

614人

乗客数

※乗車済のみ

631人

便数

※乗車済のみ

463便

1便あたり乗客数

※乗車済のみ

1.36人/便

予約比率

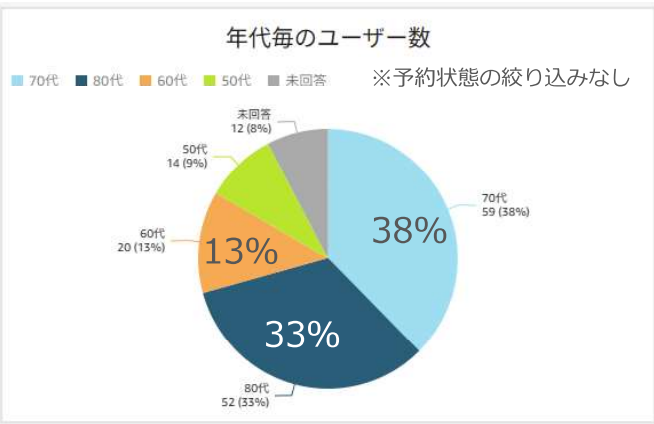
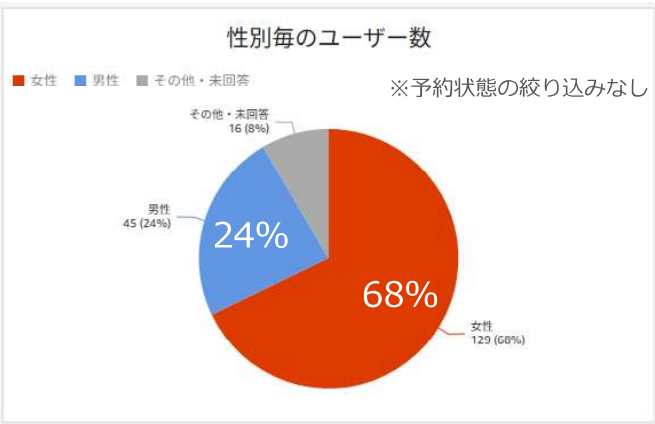
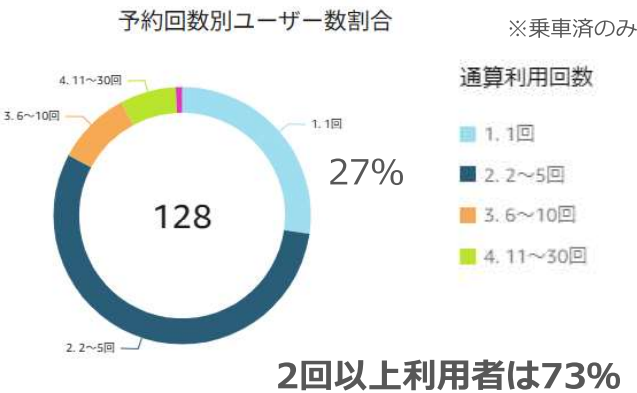
※乗車済のみ

電話 : 295件 (59%)
アプリ : 109件 (22%)
LINE : 98件 (20%)

稼働率

(稼働時間/計画稼働時間)

13.8%



令和6年度 紀の川デマンド乗合交通(のりのり交通)運行実績

河北東エリア(和歌山バス那賀株式会社)										参考
	運行日数	利用者数	1日平均 利用者数	運送収入	うちPaypay	PayPay率	紀の川市負担額(円)	収支率 (対運行費用)	利用者1人あたり市負担額 (システム料等除く)	利用者1人あたり市負担額 (システム、コールセンター費用含む)
1月	20日	50人	2.5人	13,700円	(2,000円)	14.6%	578,300円	2.3%	11,566円	21,304円
2月	22日	80人	3.6人	16,900円	(500円)	3.0%	630,677円	2.6%	7,883円	13,970円
3月	25日	62人	2.5人	17,500円	(800円)	4.6%	709,854円	2.4%	11,449円	19,302円
合計	67日	192人	2.9人	48,100円	(3,300円)	6.9%	1,918,831円	2.4%	9,994円	17,602円

河北西エリア(株式会社有交紀北)										参考
	運行日数	利用者数	1日平均 利用者数	運送収入	うちPaypay	PayPay率	紀の川市負担額(円)	収支率 (対運行費用)	利用者1人あたり市負担額 (システム料等除く)	利用者1人あたり市負担額 (システム、コールセンター費用含む)
1月	20日	157人	7.9人	45,800円	(6,300円)	13.8%	575,792円	7.4%	3,667円	6,769円
2月	22日	142人	6.5人	32,800円	(3,600円)	11.0%	652,590円	4.8%	4,596円	8,024円
3月	25日	165人	6.6人	42,100円	(2,000円)	4.8%	733,565円	5.4%	4,446円	7,397円
合計	67日	464人	6.9人	120,700円	(11,900円)	9.9%	1,961,947円	5.8%	4,228円	7,376円

※上記表の利用者数は各運行事業者からの報告実数を計上しており、システム上で記録されてない利用者数も含まれています。

■利用者数が多い乗降ポイント(2エリア合計/上位10か所)

出発ポイント	予約件数	乗客数	到着ポイント	予約件数	乗客数
227_紀の川市役所	11	33	227_紀の川市役所	18	40
260_赤尾中	22	32	245_那賀病院	36	40
226_打田生涯学習センター	18	26	019_粉河駅北口	22	27
006_大門橋前駐車場	12	25	164_古和田会館	14	24
021_松源粉河店	21	25	260_赤尾中	16	22
245_那賀病院	24	25	021_松源粉河店	16	19
103_もみじヶ丘	14	24	226_打田生涯学習センター	18	18
223_花野団地集会所	22	23	200_オーストリート	12	17
243_打田駅北口	16	22	244_打田駅南口	10	17
019_粉河駅北口	18	19	006_大門橋前駐車場	12	16

■曜日別・時間帯別利用者数(2エリア合計)

月曜日	104	8:30~8:59	40
火曜日	122	9:00~9:59	100
水曜日	107	10:00~10:59	86
木曜日	93	11:00~11:59	103
金曜日	106	13:00~13:59	128
土曜日	99	14:00~14:59	83
合計	631	15:00~15:59	55
		16:00~16:30	36
		合計	631

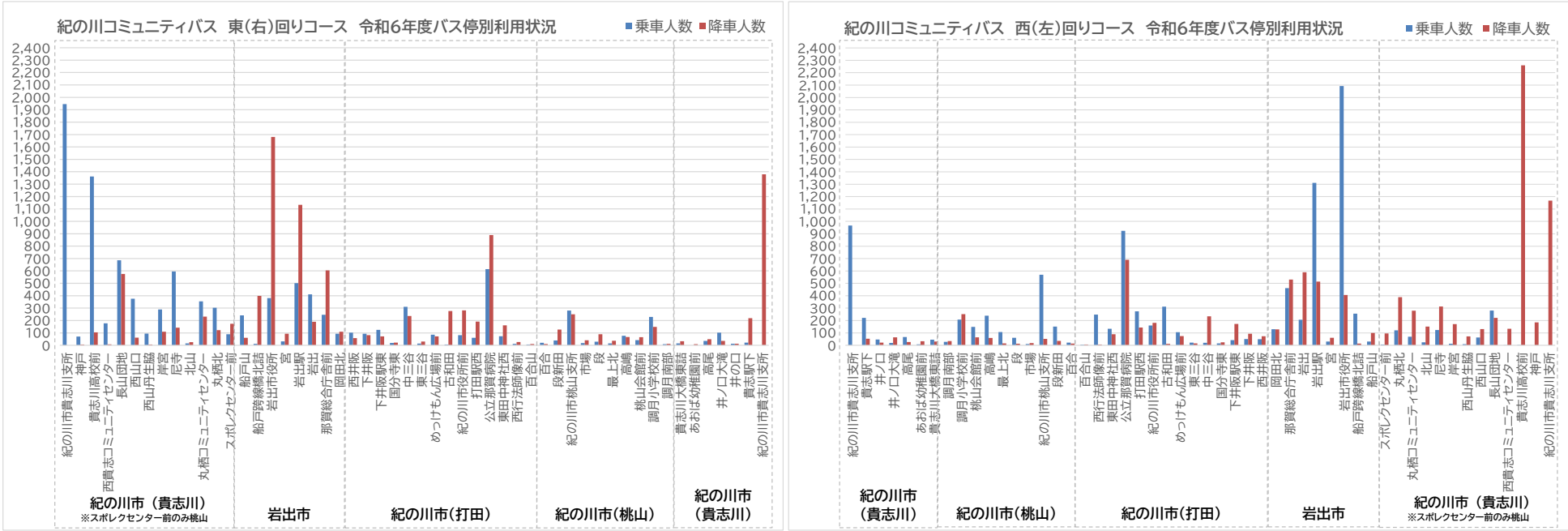
【特記事項】

- 令和6年度の延べ利用者数は1日平均で見ると横ばい傾向です。曜日別に大きな利用の偏りはありません。時間帯については、15時以降の利用がやや少なくなっています。
- 乗降ポイントについて、買い物施設や駅、那賀病院での利用が多い状況です。(紀の川市役所での利用は出発式や乗車体験等のイベント的利用を含みます。)
- 利用登録者数は徐々に増加してきています。利用登録のうえ予約が必要というサービスであることから、利用促進のために利用方法の説明について継続的に取り組む必要があると考えます。

令和6年度 紀の川コミュニティバス利用実績

コース名	年度	便数	運行日数	【利用者数】(人)				紀の川市負担額※ (千円)	利用者1人あたりの 紀の川市負担額(円/人)
				合計	月平均	1日平均	1便平均		
東(右)回りコース	R6	6	243	10,826	902	44.55	7.43	9,258	855
	R5		244	(9,990)	(833)	(40.94)	(6.82)	(8,231)	(824)
	前年度比			108%				112%	104%
西(左)回りコース	R6	6	243	10,515	876	43.27	7.21	9,258	880
	R5		244	(10,645)	(887)	(43.63)	(7.27)	(8,231)	(773)
	前年度比			99%				112%	114%
合 計	R6	12	243	21,341	1,778	87.82	7.32	18,516	868
	R5		244	(20,635)	(1,720)	(84.57)	(7.05)	(16,461)	(798)
	前年度比			103%				112%	109%

※紀の川市負担額は紀の川コミュニティバスの運行に関する紀の川市補助金全体を半分に分けて概算



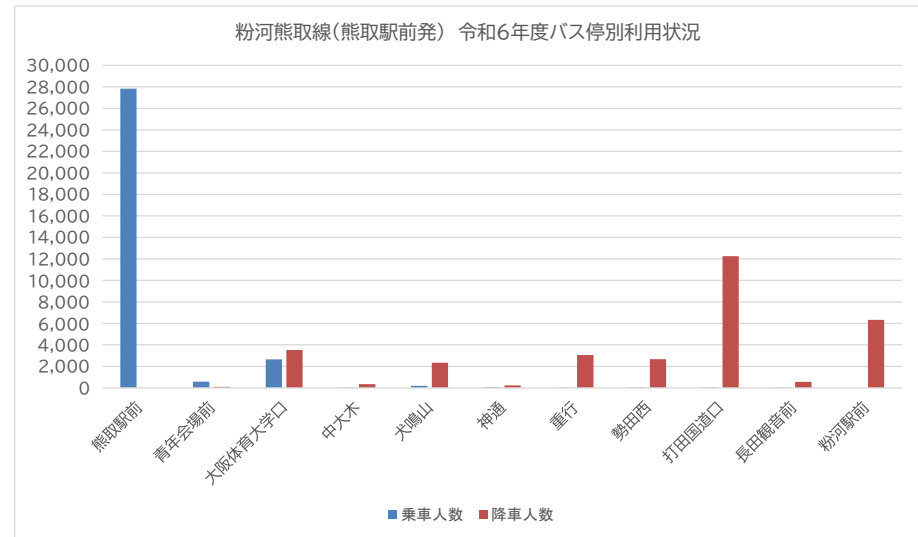
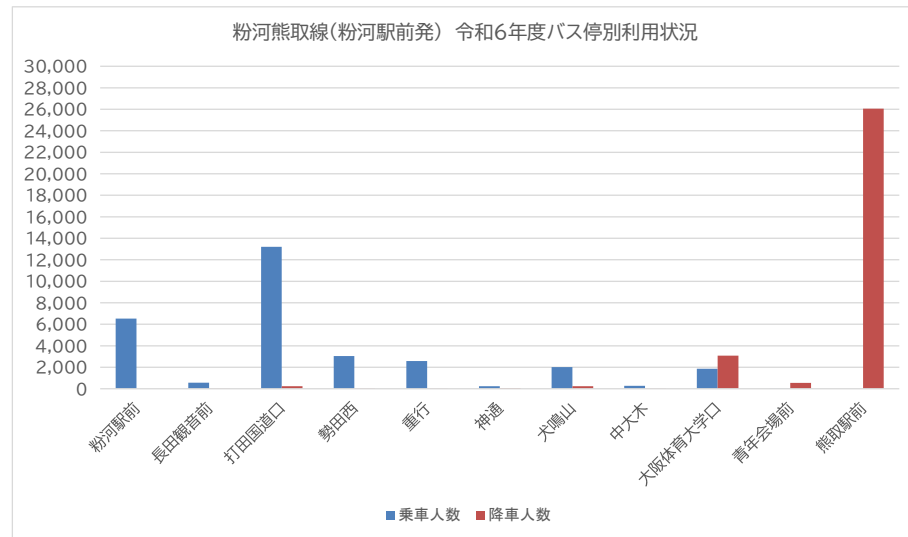
【特記事項】

- 令和6年度の利用者数は、東(右)回りコースは増加した一方、西(左)回りコースは減少しました。
- 東(右)回りコースは貴志川から岩出方面への利用が多く、西(左)回りコースは岩出から貴志川方面への利用が多くなっています。
- 東(右)回りコースについて、前年度と比べて貴志川から打田方面への利用が増加しました。
- 貴志川高校への通学として定期的な利用が見られますが、前年度と比べると貴志川高校前での乗降者数が減少しました。

令和6年度 粉河熊取線利用実績

	年度	年間 運行回数	運行日数	【利用者数】(人)				紀の川市負担額※ (千円)	利用者1人あたりの 紀の川市負担額(円/人)
				合計	月平均	1日平均	1便平均		
粉河駅前発	R6	4,616	365	30,317	2,526	83.06	6.57	6,966	230
	R5	4,621	366	(23,462)	(1,955)	(64.10)	(5.08)	(8,096)	(345)
	前年度比			129%				86%	67%
熊取駅前発	R6	4,616	365	31,433	2,619	86.12	6.81	6,966	222
	R5	4,621	366	(24,924)	(2,077)	(68.10)	(5.39)	(8,096)	(325)
	前年度比			126%				86%	68%
合 計	R6	9,232	365	61,750	5,146	169.18	6.69	13,931	226
	R5	9,242	366	(48,386)	(4,032)	(132.20)	(5.24)	(16,191)	(335)
	前年度比			128%				86%	67%

※各駅発の紀の川市負担額は粉河熊取線の運行に関する紀の川市補助金全体を半分に割った概算



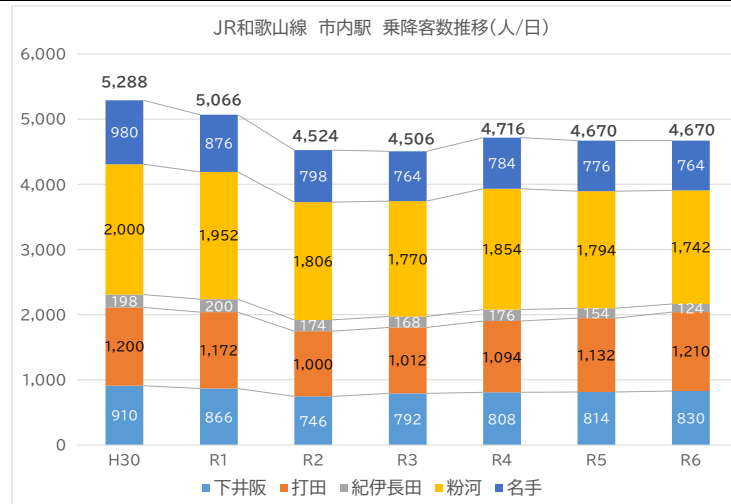
【特記事項】

- 令和6年度の利用者数は、粉河駅前発、熊取駅前発ともに大きく増加しました。
- 沿線の企業への通勤利用が多く、熊取駅前～打田国道口間の利用が最も多くなっています。「打田国道口」の年間乗降者数は令和5年度に比べ、延べ約10,000人増加しました。

令和6年度 市内の鉄道駅の利用状況

①JR和歌山線

駅名	年度	乗降客数(人/日)
下井阪	R6	830
	R5	(814)
	前年度比	102%
打田	R6	1,210
	R5	(1,132)
	前年度比	107%
紀伊長田	R6	124
	R5	(154)
	前年度比	81%
粉河	R6	1,742
	R5	(1,794)
	前年度比	97%
名手	R6	764
	R5	(776)
	前年度比	98%
合計	R6	4,670
	R5	(4,670)
	前年度比	100%

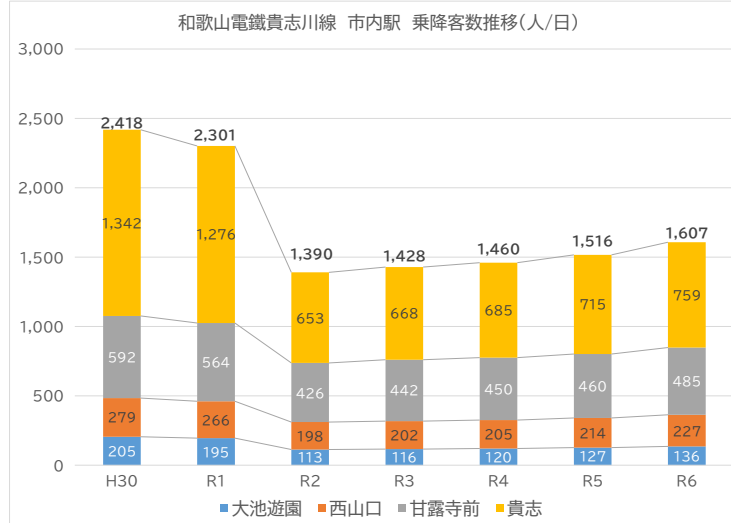


【特記事項】

●JR和歌山線の令和6年度の市内5駅の1日あたりの乗降客数は、前年並みとなりました。内訳を見ると、下井阪駅や打田駅では乗降客数は増加しており、その他の駅では減少しています。

②和歌山電鐵貴志川線

駅名	年度	乗降客数(人/日)
大池遊園	R6	136
	R5	(127)
	前年度比	107%
西山口	R6	227
	R5	(214)
	前年度比	106%
甘露寺前	R6	485
	R5	(460)
	前年度比	105%
貴志	R6	759
	R5	(715)
	前年度比	106%
合計	R6	1,607
	R5	(1,516)
	前年度比	106%



※各駅での乗降客数は、直近のOD調査結果をもとに全体の利用者数から算出した概算値

【特記事項】

●令和6年度の和歌山電鐵貴志川線の乗降客数は、定期外、通勤、通学ともに前年と比べ増加しました。特に観光等の定期外利用について、コロナ禍からの回復傾向が続いています。
●コロナ禍前の平成30年度との比較では、定期外9割、通勤8割、通学7割という状況となっています。

■ 紀の川市地域公共交通計画 基本目標の進捗状況

基本方針	数値指標		計画策定時 (2022/R4)	前年度 (2023/R5)	現状 (2024/R6)	目標年次 (2028/R10)
1. 地域特性に応じた、きめ細やかな地域公共交通づくり	地域巡回バス及びデマンド型乗合交通の利用者数	実績	25,883人/年	28,490人/年	32,198人/年	35,000人/年
		前年度比較		+2,607人/年	+3,708人/年	
	日常生活において交通手段に不便を感じている市民の割合	実績	54.1%	51.8%	51.6%	48.0%
		前年度比較		- 2.3%	- 0.2%	
2. 将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワークの実現	J R和歌山線（市内5駅の合計）	実績	4,716人/日	4,670人/日	4,670人/日	4,800人/日
		前年度比較		-46人/日	+0人/日	
	和歌山電鐵貴志川線（市内4駅の合計）	実績	1,460人/日	1,516人/日	1,607人/日	1,800人/日
		前年度比較		+56人/日	+91人/日	
	和歌山バス那賀（粉河熊取線）	実績	41,139人/日	48,386人/日	61,750人/年	51,000人/年
		前年度比較		+7,247人/年	+13,364人/年	
	紀の川コミュニティバス	実績	19,873人/日	20,635人/日	21,341人/日	21,000人/年
		前年度比較		+762人/年	+706人/年	
3. 地域・事業者・行政が一体となって地域公共交通を支える理解醸成や体制づくり	市が運行する地域公共交通の収支率※1	実績	3.4%	4.8%	4.0%	5.4%
		前年度比較		+ 1.4%	- 0.8%	
	地域公共交通に対する市の財政負担額※2	実績	113,156,310円	111,232,198円	113,929,006円	1.4億円/年
		前年度比較		-1,924,112円	+2,696,808円	
	モビリティ・マネジメントの実施回数※3	実績	3回/年	9回/年	22回/年	6回/年
		前年度比較		+6回/年	+13回/年	

※1 地域巡回バス、デマンド型乗合交通、紀の川コミュニティバスの運行費用に占める運行収入の割合

※2 地域巡回バス、デマンド型乗合交通、紀の川コミュニティバス、粉河熊取線に対する運行補助金

（デマンド型乗合交通については、システム・予約受付に伴うランニングコストを含む）

※3 乗り方教室・利用方法の説明会の開催など、地域公共交通への理解醸成及び利用促進に資する取組の実施回数

紀の川市地域公共交通計画の取組状況について(基本方針1)

【基本方針1】「地域特性に応じた、きめ細やかな地域公共交通づくり」に対応する施策メニュー	
事業の概要	本市における進捗
1-A 地域特性に応じた輸送手段の導入	・紀の川デマンド乗合交通を河北エリアで導入済み。 ⇒令和7年度中に河南地域へのエリア拡大を予定。
1-B 地域巡回バス幹線軸の見直し	・地域巡回バスおよび紀の川デマンド乗合交通の利用状況を注視。 ⇒那賀地域と打田地域を結ぶ幹線軸となるバスは現在存在していない。鉄道や路線バスとの連携や紀の川デマンド乗合交通との役割分担を踏まえた地域巡回バスの路線見直しを引き続き検討していく。
1-C 多様な輸送資源との連携	・自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)等や、自動運転車両などの活用事例について情報を収集。 ⇒本市の地域公共交通を取り巻く状況を踏まえながら、引き続き検討していく。

紀の川市地域公共交通計画の取組状況について(基本方針2)

【基本方針2】「各公共交通機関の連携の強化」に対応する施策メニュー		
事業の概要	本市における進捗	
2-A 各公共交通機関の連携の強化	・紀の川デマンド乗合交通の利用説明等の機会をとらえて、鉄道や路線バスとの相互利用を呼びかけている。 ⇒令和7年度には紀の川デマンド乗合交通を河南エリアへの拡大を予定しており、和歌山電鐵貴志川線の駅周辺にも乗降地点を設定することで、鉄道との接続向上を図る。	
2-B 周辺自治体と連携した取組の推進	・和歌山線活性化検討委員会および貴志川線運営委員会や和歌山電鐵貴志川線地域公共交通活性化再生協議会において、利用促進や持続可能な運行実現に向けた協議を実施。	
2-C 交通拠点の整備	JR 粉河駅	・駅北側駐輪場にサイクルラックを設置 ・駅北側市営駐車場に WEB 予約制の日極駐車場を導入
	JR 打田駅	・駅南側駐輪場にサイクルポートを設置
	JR 下井阪駅	・駅駐輪場にサイクルラックを設置
	⇒令和7年度は粉河駅北側仮設駐輪場の整備、紀伊長田駅駐輪場にサイクルポートの設置により、サイクルアンドライドの利便性を向上させ、鉄道・路線バスの利用促進を図る。	
2-D 観光施策と連携した利用環境の整備	・貴志駅前の観光交流拠点「紀楽里」について、「(一社)紀の川フルーツ観光局」を指定管理者として管理運営を継続。紀の川市内の観光スポット等の情報を国内外の観光客に案内。	

紀の川市地域公共交通計画の取組状況について(基本方針3)

【基本方針3】「地域・事業者・行政が一体となって地域公共交通を支える理解醸成や体制づくりの推進」に対応する施策メニュー	
事業の概要	本市における進捗
3-A モビリティ・マネジメントを通じた利用促進	・紀の川デマンド乗合交通の利用方法等について、ホームページ上に動画やリーフレットを掲載。 ・紀の川デマンド乗合交通に関する利用説明会、乗車体験会等の開催や広報紙で周知、紀の川デマンド乗合交通リーフレットの各戸配布等を実施。 ⇒紀の川デマンド乗合交通の利用方法について、市の出前講座に登録し、説明機会の増加を図る。 ・市内高校の新入生への時刻表配布。
3-B 地域公共交通の担い手の確保・育成	・各運行事業者と現状を共有する中で、具体的な取組に向けて引き続き協議を進める。

議案第 2 号

令和 6 年度会計歳入歳出決算について

■令和 6 年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会会計歳入歳出決算について、次のとおり承認を求める。

自：令和 6 年 4 月 1 日
至：令和 7 年 3 月 3 1 日

■歳入の部

(単位：円)

款	項	目	【予算額】	【流用充用】	【歳入済額】	【比較額】	【内容】
負担金	負担金	負担金	0	0	0	0	
補助金	補助金	補助金	0	0	0	0	
繰越金	繰越金	繰越金	1,000	0	1,103	103	前年度繰越金
諸収入	諸収入	雑入	1,000	0	192	▲ 808	貯金利息
合 計			2,000	0	1,295	▲ 705	

■歳出の部

(単位：円)

款	項	目	【予算額】	【流用充用】	【歳出済額】	【比較額】	【内容】
運営費	会議費	会議費	0	0	0	0	
	事務費	事務費	1,000	0	0	▲ 1,000	
事業費	事業費	事業費	0	0	0	0	
予備費	予備費	予備費	1,000	0	0	▲ 1,000	
合 計			2,000	0	0	▲ 2,000	

【歳入済額】	【歳出済額】	【差引残額】
1,295円	0円	1,295円

差引残額1,295円は、次年度へ繰り越すこととする。

令和 7 年 6 月 2 4 日提出

令和6年度
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会
会計歳入歳出決算監査報告書

令和6年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会会計歳入歳出決算について、諸帳簿ならびに証拠書類を監査したところ、適正であったことを認めます。

令和7年 6月10日

紀の川市地域公共交通活性化再生協議会

監査委員 石井 宏紀

監査委員 西浦 正員

議案第 3 号

紀の川市地域公共交通計画「別紙」（地域内フィーダー系統）の策定について

- 国庫補助事業「地域内フィーダー系統確保維持事業」活用のための地域公共交通計画「別紙」の策定について、次のとおり承認を求める。

別冊資料のとおり

令和 7 年 6 月 2 4 日提出

議案第 4 号

令和 7 年度会計歳入歳出予算（案）について

■令和 7 年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会会計歳入歳出予算（案）について、承認を求める。

自：令和 7 年 4 月 1 日

至：令和 8 年 3 月 31 日

【歳入の部】

（単位：千円）

款	項	目	予 算 額		比較	説 明
			本年度	前年度		
負担金	負担金	負担金	50	0	50	紀の川市負担金
補助金	補助金	補助金	9,381	0	9,381	国庫補助金
繰越金	繰越金	繰越金	1	1	0	前年度繰越金
諸収入	諸収入	雑入	1	1	0	貯金利息
計			9,433	2	9,431	

【歳出の部】

（単位：千円）

款	項	目	予 算 額		比較	説 明
			本年度	前年度		
運営費	会議費	会議費	10	0	10	会議費
	事務費	事務費	40	1	39	通信運搬費、振込手数料
事業費	事業費	事業費	9,381	0	9,381	国庫補助金配分 9,381 千円
予備費	予備費	予備費	2	1	1	
計			9,433	2	9,431	

令和 7 年 6 月 24 日提出

議案第5号

運賃協議部会の設置について

- 道路運送法の改正に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃に関する協議を行うため、本協議会に運賃協議部会を設置することについて、次のとおり承認を求める。

資料2のとおり

令和7年6月24日提出

■運賃協議部会の設置について

1. 運賃協議部会を設置する理由について

令和5年10月1日の改正道路運送法の施行に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等を協議するには、以下の手続きが必要となりました。

- ① あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じること。(ホームページや広報紙等での意見募集の掲載など)
- ② 運賃等を定める一般乗合旅客自動車運送事業者のみが参加する協議会において協議すること。(独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう構成員を限定して、地域交通協議会とは別に開催することが必要。複数の事業者が関係する協議の場合は、1事業者ごとに協議を行う必要があります。)

これに伴い、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会の部会として、「運賃協議部会」の設置を行うものです。

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧

道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は(活性化)協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等*により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 などを想定

新

道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新

道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長(又は知事)が住民の意見を代表する者として指名する者

国土交通省資料から抜粋して掲載

2. 開催イメージ

地域巡回バス、紀の川コミュニティバス等の路線延長や運行系統の新設があった場合、新たに協議運賃の届出が必要となることから、広報紙・ホームページ等での意見募集のうえ、運賃協議部会を開催させていただく予定です。

3. 構成員について

道路運送法第9条第4項に掲げる構成員として、下記の委員の皆さまを運賃協議部会の構成員とさせていただきます。

■ 運賃協議部会 構成員(案)

道路運送法第9条第4項に掲げる構成員	規約第4条に基づく位置付け	所属	職名	備考
一 当該路線等をその区域に含む市町村	(1)紀の川市の指名する者	紀の川市	副市長	部会長
二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	(2)法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者	和歌山バス那賀株式会社	取締役社長	※事業者ごとに別開催
		株式会社有交紀北	代表取締役	※事業者ごとに別開催
四 第一号に規定する市町村の長が関係住民の意見を代表する者として指名する者	(3)住民又は利用者の代表	打田地区区長会	会長	
		粉河地区区長会	会長	
		那賀地区区長会	会長	
		桃山地区区長会	会長	
		貴志川地区区長会	会長	
		紀の川市身体障害者連盟	会長	
三 当該路線等を管轄する地方運輸局長	(4)近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者	和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	2名

※協議の内容に応じて必要と認める場合は、別途オブザーバーとして部会員以外の方の出席をお願いする場合があります。

4. 運賃協議部会設置規程の制定について

(案)

紀の川市地域公共交通活性化再生協議会運賃協議部会設置規程

制定 令和7年6月24日

(設置)

第1条 この規程は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、運賃協議部会（以下「部会」という。）を設置し、組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する協議組織として、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等に関する事項について協議するものとする。

(組織)

第3条 部会は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）の委員の中から、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。

(1) 紀の川市副市長

(2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

(3) 住民又は利用者の代表

(4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者

2 協議会会長が必要と認める場合は、部会以外の者を出席させることができる。

(部会長)

第4条 部会に部会長1名を置く。

2 部会長は、部会員のうちから紀の川市副市長をもって充てる。

3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(書面による決議)

第6条 部会は、会議の内容が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難であると部会長が認める場合は、書面により決議をすることができる。この場合において、前条第3項中「出席」とあるのは、「回答」と読み替え、その規定を準用する。

(報酬)

第7条 部会員が会議に出席したときの報酬は、規約第17条の例による。

(事務局)

第8条 部会の業務を処理するための事務局は、規約第14条に規定する事務局が当たる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年6月24日から施行する。

【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約

制定 平成30年6月14日

改正 令和元年6月27日

改正 令和4年6月13日

改正 令和5年4月1日

改正 令和7年4月1日

(名称)

第1条 本会の名称は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、又は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国自旅第240号）第3条の規定に基づき、生活交通確保維持改善事業（以下「確保維持改善事業」という。）の作成に関する協議及び実施に関わる連絡調整を行い、若しくは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 確保維持改善事業及び地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 確保維持改善事業及び地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 確保維持改善事業及び地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に係る調整に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。

- (1) 紀の川市副市長及び紀の川市長の指名する市職員
- (2) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (5) 岩出警察署長又はその指名する者

(6) 道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成31年紀の川市規則第25号）のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第6条 会長は、紀の川市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長は、協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から任命する。

(副会長)

第7条 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

(監査委員)

第8条 協議会に監査委員2名を置く。

2 協議会の出納監査は、監査委員が行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会の運営)

第9条 協議会は、会長が招集し、副会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員は、都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができ、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(書面による決議)

第10条 協議会は、会議の内容が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難であると会長が認める場合は、書面により決議をすることができる。この場合において、前条第4項中「出席委員」とあるのは、「回答」と読み替え、その規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第12条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の設置に際し、組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第13条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局長は、紀の川市企画部長をもって充てる。

3 事務局次長は、紀の川市企画部交通政策課長をもって充てる。

4 事務局員は、紀の川市企画部交通政策課の職員をもって充てる。

(経費)

第15条 協議会の運営及び事業に要する費用は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第17条 協議会は、市民又は公共交通に関する学識経験を有する委員に対し、報酬を支給することができる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成30年6月14日から施行する。

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

この規約は、令和4年6月13日から施行する。

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

この規約は、令和7年4月1日から施行する。